

(平成22年6月9日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認山口地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	4 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	6 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	3 件

## 第1 委員会の結論

申立人の平成5年7月及び6年4月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和46年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年7月  
② 平成6年4月から同年9月まで

私は、就職によりA市に転入した平成7年3月以降、未納であった5年4月以降の国民年金保険料をさかのぼって毎月納付した。

遅れながらではあったが、申立期間中の国民年金保険料は確実に納付しており、未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は合計で7か月間と短期間であり、申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付している上、厚生年金保険から国民年金への複数回の切替手続をいずれも適正に行っており、申立人の国民年金保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

また、平成5年2月から7年3月までの国民年金保険料納付済期間（19月）における国民年金保険料は、過年度納付していることを踏まえると、申立期間①及び②（7月）のみ保険料を納付しなかったとすることは納付済期間の途中の未納であることから不自然である。

さらに、申立人は、「平成7年4月に就職し、定期的に収入が確保できたので、同年5月ごろから未納であった国民年金保険料の納付を始めた。納付は、社会保険事務所（当時）に依頼し、同事務所から送付された過年度の分割納付書を使用して、給与日であった毎月25日の後、近くの銀行

で振込みにより行った。勤務していた会社での勤務形態は3交代制であったので、平日に銀行窓口で納付した。」と供述しており、その供述内容は、具体的かつ鮮明で信憑性<sup>しんぽう</sup>が高いものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和52年4月から53年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年6月から51年3月まで  
② 昭和52年4月から53年3月まで

私の実家は自営業であり、申立期間当時、家族9人が同居し、国民年金制度発足時に高齢であった者を除き、国民年金に加入していた。

私の国民年金の加入手続は、母が昭和44年4月ごろ行い、保険料は、母が家族全員分をまとめて自治会長のところへ持参していた。

同居し国民年金に加入していた家族全員が、申立期間の国民年金保険料を納付しているのに、私の保険料のみが未納とされているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間②については12か月間と短期間であり、申立期間②前後の期間の国民年金保険料は、申立期間を除きすべて納付している。

また、申立期間②当時、申立人と同居し国民年金に加入していた家族全員が、国民年金保険料を納付していることから、申立人の家族は、国民年金保険料の納付意識が高かったと考えられる。

さらに、申立期間②当時、家族が経営するB店の経営状況は順調であり、申立人の国民年金保険料についても納付することが可能であったと考えられる。

加えて、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和53年6月ごろC社会

保険事務所（当時）から払い出されていることから、申立人が加入手続を行ったと推認できる同年6月時点では、申立期間②については、保険料を過年度納付することが可能であった上、申立期間②の前年度である51年度分の保険料は過年度納付によりすべて納付しており、申立期間②の保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

一方、申立期間①については82か月間と長期間であり、申立人は国民年金の加入手続及び保険料納付に関与していない上、国民年金の加入手続及び保険料納付をしたとする申立人の母は高齢のため、当時の納付状況を聴取することができず、当時の納付状況は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和53年6月ごろC社会保険事務所から払い出されていることから、その時点では、申立期間①に係る国民年金保険料は既に時効期限が到来しているため納付することができない上、申立期間①において別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに国民年金保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち昭和52年4月から53年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、株式会社Aにおける申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和55年2月27日）及び資格取得日（昭和55年3月21日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を12万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年2月27日から同年3月21日まで

私は、社会保険事務所（当時）に、株式会社Aでの厚生年金保険の被保険者記録を照会したところ、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が確認できないとの回答を得た。

株式会社Aに入社以来、同社の関連会社及び同社と取引のある会社に出向していたことはあるが、継続して勤務しているにも関わらず、申立期間は厚生年金保険に未加入となっている。株式会社Aに確認したところ、申立期間も継続して勤務していたことを認めており、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、株式会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、昭和53年9月21日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、55年2月27日に同資格を喪失後、同年3月21日に再度同資格を取得しており、申立期間である同年2月27日から同年3月21日までの期間について厚生年金保険の被保険者記録が無い。

しかし、株式会社Aにおける申立人の雇用保険の被保険者記録、及び同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から申立期間において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚の供述から判断する

と、申立人は、申立期間において、継続して株式会社Aに勤務していたと認められる。

また、申立人は、「申立期間当時、Bに所在する株式会社Aの現地法人Cに勤務していた。」と供述しているところ、株式会社Aは、「当時の賃金台帳等を廃棄しているため詳細は不明であるが、申立人は正社員であり、同社の正社員については全員が厚生年金保険に加入しており、申立人についても申立期間について加入させていたはずである。国外の事業所で勤務していた期間については、当社にて厚生年金保険に加入させている。」と説明しているところ、株式会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者について、連絡を取ることができた6人のうち4人は厚生年金保険の加入は希望制ではなかった旨供述している上、残る二人からも、申立事業所が厚生年金保険の加入について希望制であった旨の供述を得ることはできない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の株式会社Aにおける昭和55年1月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、12万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は厚生年金保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録するとは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和55年2月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和37年12月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、40年2月1日に資格を喪失、41年2月1日に同資格を取得し、42年2月20日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所(当時)に行ったことが認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、標準報酬月額については、昭和37年12月から38年7月までの期間は1万2,000円、同年8月から39年9月までの期間は1万6,000円、同年10月から40年1月までの期間は1万8,000円、41年2月から同年9月までの期間は2万円、同年10月から42年1月までの期間は2万8,000円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年12月1日から40年2月1日まで  
② 昭和41年2月1日から42年2月20日まで

私は、両申立期間において、私の従兄弟のAや他の二人の従兄弟と一緒に、株式会社B及びC事業所で勤務していた。

私やAより後に株式会社Bへ入社した二人の従兄弟には、両事業所に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できるのに、先に入社した私とAには厚生年金保険の被保険者記録が無く、納得できない。

若い時のことなので正確なことは記憶に無いが、私が株式会社Bに勤務していたことは間違いないので、両申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

勤務内容に係る申立人の具体的な供述及び同僚の供述から、申立人が、申立期間において、株式会社Bに勤務していたことが認められる。

また、両申立期間に係る株式会社Bの健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が一緒に勤務していたとするAの厚生年金保険の

記号番号と連番で「D」と表記され、(生年月日については、申立期間①に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、生年月日欄が不鮮明なため「\*日」としか確認できない。申立期間②に係る同被保険者名簿では生年月日は「昭和 21 年\*月\*日」と表記されている。) 基礎年金番号に統合されていない厚生年金保険の被保険者記録(申立期間①に係る資格取得日は昭和 37 年 12 月 1 日、資格喪失日は 40 年 2 月 1 日、申立期間②に係る資格取得日は 41 年 2 月 1 日、資格喪失日は 42 年 2 月 20 日)が確認できる。

さらに、同僚から「申立人とは、申立期間当時、一緒に勤務していた。

「D」と記載された氏名の従業員について、類似した氏名の者は申立人以外にはいなかったと思う。」旨の供述を得ているところ、株式会社Bの健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると「D」と類似する氏名の者はほかに確認できず、申立人が申立期間に勤務したとする記憶などから総合的に判断すると、当該厚生年金保険の被保険者記録は申立人の記録に相違ないと判断できる。

加えて、株式会社Bは、商業登記簿から昭和 39 年 9 月に事業所名称をE株式会社へ変更し、その後、41 年 10 月に有限会社Fとしていることが確認できるところ、申立人は「昭和 40 年 2 月ころに株式会社Bを退職し、約 1 年を経過した後に再び同一事業所で勤務し、事業所が閉鎖される 42 年 2 月ころに退職したことを思い出した。」と供述していることなどから判断すると、申立人が申立期間②において勤務していた事業所は、C事業所では無く、E株式会社であったことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和 37 年 12 月 1 日に被保険者資格を取得し、40 年 2 月 1 日に資格を喪失した後、再度 41 年 2 月 1 日に同資格を取得し、42 年 2 月 20 日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、両申立期間の標準報酬月額については、今回統合する申立人の株式会社Bの健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、昭和 37 年 12 月から 38 年 7 月までの期間は 1 万 2,000 円、38 年 8 月から 39 年 9 月までの期間は 1 万 6,000 円、39 年 10 月から 40 年 1 月までの期間は 1 万 8,000 円、41 年 2 月から同年 9 月までの期間は 2 万円、41 年 10 月から 42 年 1 月までの期間は 2 万 8,000 円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和42年5月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年5月から47年3月まで

私は、昭和47年4月に婚姻するまで、実家で兄二人が経営するA店を手伝っていた。

兄二人は、国民年金に加入して町内会の集金で国民年金保険料を納付しており、私の保険料についても一緒に納付していたはずだと言っている。

兄二人は国民年金保険料を納付しているのに、兄と同居していた私のみが未納とされているはずがないので調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は昭和61年4月に第3号被保険者となったことに伴い、B社会保険事務所（当時）から払い出されていることが確認でき、その時点では、申立期間に係る国民年金保険料は時効期限の到来により納付することができない。

また、申立期間に係る国民年金手帳記号番号払出簿に申立人の氏名は無く、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間について、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金保険料を納付したとする兄二人は、申立人の申立期間における国民年金の加入手続及び保険料納付について具体的な記憶が無く、申立期間当時の国民年金保険料の納付状況は不

明である。

加えて、申立人及び兄二人が、申立人の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 4 月から 60 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 33 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 4 月から 60 年 2 月まで

私は、昭和 58 年 3 月末日に A 事業所を退職したので、翌日の 4 月 1 日に、B 市の C 出張所へ行き、国民年金の加入手続を行った。

加入手続の時、C 出張所の職員が、私が持参した年金手帳に国民年金の資格取得日を昭和 58 年 4 月 1 日と書き入れるとともに、国民年金保険料納入通知書をくれたので、その場で、6 か月又は 1 年分の保険料を一括して納付したと記憶している。その後の申立期間に係る保険料も、C 出張所において、確か 1 年分を一括して前納したと記憶しているので、申立期間に係る国民年金保険料の納付を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「勤務先を辞めた翌日の昭和 58 年 4 月 1 日に、C 出張所で国民年金の加入手続を行い、同日 C 出張所で国民年金保険料を一括して納付した。」と供述しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、60 年 3 月 28 日に任意加入で資格取得していることが確認できる上、申立人は 55 年 5 月以降、住所を変更しておらず、申立期間において別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立期間は国民年金の任意加入期間における未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付できない。

また、B 市は「昭和 52 年 \* 月に実施した市の機構改革以降においては、出張所出納員は、国民年金保険料を収納することができないこととされた。」と回答していることから、C 出張所では申立期間中の国民年金保険

料を収納できなかつたものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が申立期間において国民年金の加入手続を行い国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成15年12月及び16年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和58年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月  
② 平成16年3月

申立期間当時、私は学生であったため、平成15年10月から16年3月までの国民年金保険料は母が納付してくれていた。

母は仕事をしており平日は休みが取りにくかったので、国民年金保険料を含む公共料金等をまとめて納付しており、平成15年12月と16年3月の国民年金保険料だけが未納になっているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は平成9年1月の基礎年金番号導入後の期間であり、国民年金保険料収納事務の電算化が図られた後である上、14年4月以降は保険料収納業務が国に一元化されており、年金記録事務における事務処理の機械化が一層促進されたことを踏まえると、記録の過誤は考え難い。

また、申立人は国民年金の保険料納付について直接関与しておらず、申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたとする申立人の母は、納付時期及び納付金額に関する記憶が曖昧である。

さらに、申立人の母が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 3 月 1 日から 36 年 8 月 31 日まで

私は、社会保険事務所（当時）に、A事業所（現在は、B株式会社）C部に係る厚生年金保険の被保険者記録を照会したところ、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が確認できないとの回答を得た。

昭和 31 年 3 月 1 日にA事業所C部に就職し、申立期間において、D及びE担当として勤務していた。給与は現金支給で、健康保険証を支給されていた記憶があり、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶している上司のオンライン記録及びA事業所の清算事業を行っているF事業所が発行した個人履歴（申立人の人事記録）から、申立人が昭和 36 年 9 月 1 日に試用員として採用された後、継続して勤務し、同年 11 月 1 日に職員として採用されていることが確認できることから、申立人は、同年 9 月 1 日から同年 11 月 1 日までの期間において、A事業所C部に試用員として勤務していたことが認められる。

しかしながら、F事業所では、当時の臨時雇用員又は試用員の期間はG組合の組合員期間ではなく、A事業所が臨時雇用員等社会保険事務処理規程に基づき、臨時雇用員等に係る厚生年金保険の加入を制度化したのは、申立期間後の昭和 38 年 10 月 1 日であることから、同日以前の期間において臨時雇用員及び試用員等を厚生年金保険に加入させることは無いと回答している。

また、適用事業所名簿から、A事業所C部が厚生年金保険の適用事業所に該当することとなったのは昭和 38 年 10 月 1 日であり、申立期間当時、

申立事業所は厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

さらに、申立人が申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人が記憶している上司及び同僚は、既に死亡していることから、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除等について確認できる供述を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、すべての申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 10 月 1 日から 38 年 8 月 12 日まで  
② 昭和 38 年 10 月 4 日から 39 年 8 月 11 日まで  
③ 昭和 39 年 9 月 11 日から 40 年 1 月 18 日まで

申立期間①について、私は甲板員としてAが所有する「B丸」に乗り込み、C船長、D機関長及びEと一緒にF輸送の業務に従事していた。同僚のEには船員保険の被保険者記録が確認できるのに、私の船員保険の被保険者記録が確認できないのは納得できない。

申立期間②及び③について、私は機関員としてGが所有する「H丸」に乗り込み、G船長及びIと一緒にJ輸送の業務に従事していた。

当該期間以外にGが所有する船舶「K丸」に乗り込んでいた期間については船員保険の被保険者記録が確認できるので、当該期間についても船員保険に加入していたはずである。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人が所持する船員手帳から、申立人が、Aが所有する「B丸」に甲板員として雇入れされていたことが推認できる。

しかし、船舶所有者名簿によると、船舶所有者Aに係る「B丸」は、昭和 37 年 12 月 21 日に船員保険適用事業所に該当しなくなっており、申立期間①の一部の期間（昭和 37 年 12 月 21 日から 38 年 8 月 12 日までの期間）については、船員保険の適用事業所でなかったことが確認できる。

また、船舶所有者Aに係る「B丸」の船員保険被保険者名簿によると、申立人が一緒に乗船していたとする3人は申立期間①において船員保険被保険者の資格を取得しておらず、オンライン記録から、このうち2人

は申立期間①について国民年金に加入し国民年金保険料を納付していることが確認できることから判断すると、当時、事業主は船員全員を必ずしも船員保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

さらに、船舶所有者であるAは既に死亡しており、申立人が名前を挙げた前述の3人は、いずれも死亡又は連絡しても回答を得られなかったことから、申立人の申立期間①に係る船員保険料の控除について確認することができない。

- 2 申立期間②及び③について、申立人が所持する船員手帳から、申立人が、Gが所有する「H丸」に機関員として雇入れされていたことが推認できる。

しかし、船舶所有者名簿によると、船舶所有者Gに係る「H丸」は船員保険の適用事業所に該当していなかったことが確認できる。

また、オンライン記録から、申立人が一緒に乗船していたとする二人は申立期間②及び③について船員保険被保険者の資格を取得しておらず、国民年金に加入し国民年金保険料を納付している。

さらに、船舶所有者であるG及びIは、申立期間②当時の事情について記憶しておらず、申立人の当該期間に係る船員保険料の控除について確認することができない。

なお、申立人は、「当該期間以外にGが所有する船舶『K丸』に乗り込んでいた期間については船員保険の被保険者記録が確認できる。」と述べているところ、船舶所有者名簿によると、船舶所有者Gに係る「K丸」は、昭和37年5月1日に船員保険の適用事業所に該当しなくなっている上、同一の船舶所有者に係る「L丸」は48年6月1日に船員保険の適用事業所に該当していることが確認でき、船舶所有者Gに係る船舶はいずれも、当該期間において船員保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

- 3 このほか、申立人のすべての申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、すべての申立期間に係る船員保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 12 月から 40 年 7 月まで

私は、社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の被保険者記録を照会したところ、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が確認できないとの回答を得た。

昭和 38 年 12 月に A 事業所及び B 事業所の下請け業務を行っていた C 事業所（昭和 37 年に、D 株式会社に社名変更）に、臨時熔接工として入社した。当時の経理担当者、作業責任者、作業主任及び私と同様に臨時熔接工として作業に従事していた同僚を記憶しており、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が同僚として氏名を挙げ、C 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、昭和 36 年 8 月 18 日から 36 年 10 月 25 日までの期間において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚は、「私は、約 2 か月間において C 事業所に勤務していた。申立人とは同事業所で臨時熔接工として一緒に勤務していた。」と供述していることから判断すると、申立人が、当該期間において C 事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立期間当時、C 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から厚生年金保険の被保険者記録が確認できる 17 人のうち、死亡又は連絡先不明の者を除く 8 人に照会したところ、全員が「申立人の名前に記憶が無い。」もしくは「不明。」と回答していることから、申立人が申立期間において、C 事業所に勤務していたことを確認することができない。

また、D 株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の

氏名は確認できず、健康保険の整理番号に欠番も見られないことから、申立人の記録が失われたとは考え難い。

さらに、D株式会社は平成 13 年 7 月に清算終了しており、同社から申立人に係る人事記録や給与関係書類等を確認することはできず、当時の事業主、経理担当者、作業責任者及び作業主任者は既に死亡又は連絡先不明のため供述を得ることができないことから、申立人の申立期間当時の勤務状況、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

加えて、申立人は「臨時雇用の溶接工として勤務していた。」旨供述しているところ、前述の 8 人の同僚のうち、正規雇用者であったとする 6 人は「当時、正規雇用された者は、入社時から厚生年金保険に加入していた。」と供述している一方、臨時雇用者及び期間雇用者であったとする二人は「当時、臨時雇用者及び期間雇用者については、厚生年金保険の加入を希望する者だけが、親方を通じて会社に厚生年金保険の加入手続を行ってもらった。」と供述している上、申立人が同僚として氏名を挙げ、C事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚は、「私も臨時雇用者であり、希望して厚生年金保険に加入した。」と供述していることから判断すると、申立事業所は、必ずしもすべての従業員について厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

なお、申立人が同僚として氏名を挙げた前述の同僚は、「昭和 37 年 4 月から E 株式会社においても申立人と一緒に勤務していたが、申立人は申立内容について、E 株式会社に勤務していた当時の状況と勘違いしているのではないか。」と供述しているところ、E 株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票から、当該同僚及び申立人は厚生年金保険被保険者の資格を 37 年 4 月 1 日に取得していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。